

くらしの 情報

Calendar 2015 **3**

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

- ☎ 問い合わせ先 ☎
- 鞍手町役場…42局 2111 番 (FAX…42局 5693 番)
 - 中央公民館…42局 7200 番
 - 教育課…42局 7200 番
 - 歴史民俗博物館…42局 3200 番
 - くらじの郷…42局 8811 番
 - 社会福祉協議会…42局 7800 番
 - 上下水道課…42局 0408 番
 - 中央浄水場…42局 0417 番
 - くらて病院…42局 1231 番
 - 鞍寿の里…42局 1233 番
 - 鞍手駅…42局 0980 番
 - 火災の発生状況…32局 3211 番

税金

今月の納税 (3月)

- 国民健康保険税―第10期分
納期限は3月25日(水)です。納期限を過ぎると督促状を送付します。督促手数料は一通につき百円です。
- 問い合わせ 役場税務 住民課税務班まで

今月の納付 (3月)

- 後期高齢者医療保険―第9期分
納期限は3月25日(水)です。納期限を過ぎると督促状を送付します。督促手数料は一通につき百円です。
- 問い合わせ 役場税務 住民課税務班まで

● 問い合わせ 役場税務 健康課保険年金班まで

税・保険料の納付は安心・便利で確実な口座振替で

個人が納める町税や保険料は、口座振替にする金融機関へ行く手間がいらず、納め忘れもなくて安心です。毎月15日までに手続きをすれば翌月から口座振替ができます。申込用紙は町内の金融機関や役場税務住民課、保険健康課にあります。

- 次の営業日)
- 問い合わせ 役場税務 住民課税務班・保険健康課保険年金班まで
- 税の納め忘れはありませんか
- 平成26年度分の税金の納め忘れはありませんか。納付書で納税されている皆さん、納め忘れがないかお手元の領収書でもう一度ご確認ください。また、口座振替を利用されている皆さんは、引き落としをされている通帳でご確認ください。納め忘れがある場合は、早めに納めましょう。
- 税種 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険
 - 問い合わせ 役場税務 住民課税務班まで

固定資産税の帳簿の縦覧は4月27日まで

自己の所有する土地や建物の価格を、町内の他の土地や家屋の価格と比較するため、土地や家屋の価格などが記載された縦覧帳簿を無料でご覧いただけます。縦覧できる機関や場所は次のとおりです。なお、平成27年度も固定資産税の課税明細書を納税通知書と一緒にお送りします。

- とき 4月1日(水)から27日(月)の午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝除く)
- ところ 役場税務住民課税務班窓口
- 縦覧できる人 納税義務者、納税義務者の代

理人、納税管理人
問い合わせ 役場税務 住民課税務班まで

所得税の確定申告と納税は3月16日まで

所得税の確定申告と納税は3月16日(月)までとなっています。確定申告が必要な人は、期限内に申告を済ませてください。なお、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) 「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、自宅で簡単に申告書の作成が出来ます。作成した申告書は郵便で提出でき、税務署に行く手間が省けます。ぜひご利用ください。

- 問い合わせ 役場税務 住民課税務班まで

相談

西村弁護士 無料法律相談

西村浩二弁護士による無料法律相談が行われます。受付は7人までです。

- とき 3月12日(木)
 - ▽ 受付(順番の抽選)
 - 午後0時45分から▽ 相談■ 午後1時から4時まで
- ところ くらじの郷 協議会まで
- 問い合わせ 社会福祉協議会まで

一人で悩む前に… 心配ごと相談へどうぞ

直方法務局の職員、行政相談委員の皆さんが、あなたの悩みにおこたえします。

●とき 3月25日(水)
▽受付 午後0時45分
から▽相談 午後1時
から3時まで

●ところ くらじの郷
●問い合わせ 社会福祉
協議会まで

今月の補聴器相談日

3月の補聴器相談が次
のとおり行われます。

●役場での相談 ▽とき
 3月6日(金) 午後
 1時から2時まで(九
 州補聴器センター) ▽
 とき 3月12日(木)
 午前11時から正午ま
 まで(九州リオン) ▽とき
 3月19日(木) 午後1
 時から2時まで(あさ
 ひ補聴器) ▽とき 3
 月25日(水) 午後1時
 から2時まで(小倉補
 聴器)

●役場福祉人権課の相
 談では、受付順の番号
 札を配布します。

●くらで病院での相談

▽とき 3月5日(木)
 午後2時から5時まで
 (九州リオン) ▽とき
 3月24日(火) 午後2
 時から4時30分まで(九
 州補聴器センター) ▽
 とき 3月26日(木)
 午後2時から5時まで
 (池田補聴器)

●問い合わせ 役場福祉
 人権課福祉高齢者班ま
 たはくらで病院まで



お風呂はお休みです くらじの郷の休館日

くらじの郷の福祉棟(お
 風呂)と勤労者ふれあい
 棟(体育館)の3月の休
 館日は、次のとおりです。

●休館日 2日(月)、9
 日(月)、15日(日)、
 16日(月)、23日(月)、
 30日(月)です
 ●問い合わせ 社会福祉
 協議会まで

タクシー初乗り料金を 助成しています

町では、障がいがある
 人がタクシーを利用する
 際の初乗り料金を助成し
 ています。助成を受ける
 ためには、事前に申請が
 必要です。

●対象 身体障害者手帳

(1級・2級)、療育手
 帳(A・B)、精神障害
 者保健福祉手帳(1級・
 2級)を持っていて、在
 宅の人(生活保護受給
 者を除く)
 ●助成内容 ひと月に2
 枚のタクシー利用券を

交付します(ただし、
 ひと月に3回以上通院
 する人はひと月に3枚、
 人工透析で通院する人
 はひと月に6枚)。

●利用できるタクシー

直鞍旅客自動車協同組
 合または北九州タク
 シー協会に加盟してい
 るタクシー

●平成27年度分の受付開
 始日 3月23日(月)

●申請に必要なもの 障
 害者手帳、印かん

●問い合わせ 役場福祉
 人権課福祉高齢者班

児童扶養手当対象者の 枠が広がりました



児童扶養
 手当法の改
 正により、
 公的年金(遺
 族年金、障
 害年金、老
 齢年金、労
 災年金、遺
 族補償など)
 を受給してい
 る人も、公
 的年金の額
 が児童扶養
 手当額より
 低い場合は
、その差額
 分の児童扶
 養手当を受
 給できるよう
 になりました
。該当され
 る場合は問
 い合わせの
 うえ、手続
 きを行って
 ください。

●改正後の対象者 ①お
 子さんを養育している

祖父母などが、低額の
 老齢年金を受給してい
 る場合②父子家庭で、
 お子さんが低額の遺族
 厚生年金のみを受給し
 ている場合③母子家庭
 で、離婚後に父が死亡
 し、お子さんが低額の
 遺族厚生年金のみを受
 給している場合 など

●申請期限 3月31日
 (火)

●申請・問い合わせ 役場
 福祉人権課児童人権班
 まで

1㎡当たり五百円 下水道の受益者負担金

下水道の建設事業は、
 国からの補助金や起債(町
 の借入金)、町債、そして
 受益者からの負担金(受
 益者負担金)で賄われて
 います。このうち受益者
 負担金とは、平成26年4
 月1日から平成27年3月
 31日までに下水道の利用
 が可能となった区域に土
 地を所有している人など
 に対し、1度だけ課され
 る負担金で、その額は土
 地の面積1㎡当たり五百
 円を乗じて算出した額で
 す。対象区域の図面は役
 場上下水道課下水道班で
 閲覧することができます。
 受益者は、土地の所有者

などからの申告により決
 定します。納付方法は次
 の3つから選択すること
 ができます。

●全期一括納付 全20期
 分を納付▽納期限 平
 成27年7月31日まで▽
 報奨金 負担金総額の
 20%

●各年度ごとの一括納付
 1年分を納付▽納期限
 各年度の7月31日ま
 まで▽報奨金 負担金総
 額の10%

●各期納付 各年度の各
 納期(7月、9月、11
 月、1月の末日)ごと
 に5年間納付(納期限
 が土・日・祝日の場合
 には、翌日または翌々
 日が納期限となります)

●報奨金 ありません
 ●問い合わせ 役場上下
 水道課下水道班まで

自衛官幹部候補生の 採用試験を行います

自衛隊では次のとおり
 幹部候補生の採用試験を
 行います。

●募集種目 ▽大卒程度
 試験 陸上一般要員、
 海上一般・飛行要員、
 航空一般・飛行要員▽
 院卒者試験 陸上一般
 要員、海上一般要員、
 航空一般・飛行要員

●受験資格 ▽大卒程度
 試験 22歳以上26歳未
 満の人または20歳以上
 22歳未満で大学を卒業
 した人(見込含む)▽
 院卒者試験 20歳以上
 28歳未満で修士課程等
 を修了した人(見込含
 む)

●受付期限 5月1日
 (金)まで

●試験日 5月16日(土)・
 17日(日)(※17日は飛
 行要員のみ)

●申し込み・問い合わせ
 試験会場など詳しいこ
 とは自衛隊飯塚地域事
 務所 ☎(0948) 2
 2局4847番まで

お気軽に電話を!

★ 新学期 生徒募集 ★

個別指導 鞍手進学塾

★遺言・相続、契約書などその他官公庁提出書類作成承ります。

古野行政書士事務所

鞍手町中山西区 3923-552 TEL・FAX 42-7683

**国民健康保険から
社会保険へ加入
14日以内に必ず届出を**

国民健康保険に加入している世帯の全員、またはその一部の人に異動があった場合、14日以内に役場へ届け出てください。届け出を忘れていたり、遅れたりすると後で医療費を返さなければならぬ場合があります。

● **問い合わせ** 役場保険健康課保険年金班まで

**国保の高齢受給者証を
交付します**

国民健康保険の加入者で70歳を迎えた人（昭和20年3月2日から4月1日までに生まれた人）に国民健康保険の高齢受給

**町内の
交通事故
発生状況**



【1月中】		【累計】	
件数	8件(-1)	件数	8件(-1)
死者	0人(-1)	死者	0人(-1)
傷者	11人(-2)	傷者	11人(-2)

- **とき** 3月11日(水)
午前10時から午後4時まで(受付は午後3時まで)
- **ところ** ハピネスなかま(中間市通谷)
- **問い合わせ** 福岡県交通事故相談所
☎(092)643局3168番まで

**巡回
交通事故
相談**

のおがた警察署だより

直方警察署管内での犯罪発生状況

【1月中】		【累計】	
刑法犯総数	90件(+8)	刑法犯総数	90件(+8)
車上ねらい	9件(-4)	車上ねらい	9件(-4)
自転車盗難	13件(+6)	自転車盗難	13件(+6)
空き巣	5件(+1)	空き巣	5件(+1)

生活安全課からのお知らせ

自転車盗難が多発!!



被害に遭わないため

- 人通りの少ない場所を避ける
- 二重ロックをする
- 防犯登録をする

などしましょう。

お住まいの地区の犯罪発生状況は、県警のホームページに校区别的詳しい犯罪発生状況などがご覧になれます。

直方警察署の最新情報はこちらから

福岡県警察

検索



<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>
直方警察署 ☎22局0110番まで

**楽しいお話し
聞けるよ
いろいろ
お話を
の会**



朗読サークルの皆さんが、いろいろのそばで昔話や絵本の読み聞かせをしてくれます。親子で聞きに来てみませんか。

- **とき** 3月14日(土) 午前10時から
- **ところ** 歴史民俗博物館
- **問い合わせ** 歴史民俗博物館まで

**休日の夜間の体調不良は
急患センターへ**

診療日	診療科目
土曜・日曜・祝日 午後6時から11時まで	小児科 内科
第2、第4日曜 午前9時から午後6時まで	小児科

- **問い合わせ** 直轄急患センター
☎28局2840番まで

**休日
在宅医**



診療時間は、午前9時から午後5時までです。休日在宅医は、変更になることもありますので、事前に電話でご確認ください。

- 3月 8日(日) 梅谷外科医院(中本町)
☎42局3377番
- 3月 21日(土) 鞍手クリニック(古門)
☎43局3030番

税は必ず納期限内に納めましょう。

- **申請場所** 役場保険健康課保険年金班窓口
- **申請に必要なもの** 印かん・国民健康保険証・住民税非課税世帯の人で、過去一年間に90日を超える入院があった人は、入院期間が確認できる書類(領収書など)

**75歳になる前に
後期高齢者医療に
加入できます**

一定の障がいがある65歳以上74歳以下の人は、申請すると後期高齢者医療制度に加入できます。

後期高齢者医療制度の被保険者になるかならないかにより、加入する医療保険、保険料、一部負担割合などが異なります。

- **問い合わせ** 役場保険健康課保険年金班まで

**後期高齢者医療の
保険証を送付します**

後期高齢者医療は、75歳以上の人が対象となる医療保険制度です。75歳の誕生日以降は、現在加入している医療保険にかかわらず、後期高齢者医療へ加入することになります。4月に75歳を迎える人(昭和15年4月1日から4月30日までに生まれた人)には、3月中旬に後期高齢者医療保険証を簡易書留で郵送します。

- **問い合わせ** 役場保険健康課保険年金班まで

あなたの学習意欲を 応援します



鞍手町奨学金

- **利用できる人** ①町内に引き続き2年以上居住する、高校や大学の学費の支払いに困っている人②日本学生支援機構などの他団体から奨学金を借りていない人③世帯の収入が一定基準以下の人（基準額は世帯人員によって異なります）
- **奨学金貸付額（月額）** ▷公立高校 = 11,000円▷私立高校・高専 = 15,000円▷公立大学 = 20,000円▷私立大学 = 25,000円
- **入学支度金貸付額** ▷高校・高専 = 40,000円▷大学・短大 = 50,000円
- **返済期間** 卒業6か月後から返済開始▷高校 = 4年以内▷短大 = 3年以内▷大学 = 6年以内
- **利息** 無利息
- **申し込み期限** 3月31日（火）まで（申請書は教育委員会で配布します。なお、添付していただく書類がありますので、早めの手続きをお願いします）
- **問い合わせ** 教育課学校教育班まで

若年者専修学校等技能習得資金

- **利用できる人** 専修学校及び各種学校（職業に必要な技術・技能の習得を目的とした学科に限る）に経済的な理由で就学することが困難な、中学校・高等学校の新規卒業者及び当該年度の高等学校中退者
- **使い道** 授業料、実習費、入学金、入学支度金など
- **貸付額** ▷専門課程 = 月額 53,000円▷その他 = 月額 30,000円▷入学支度金（1回） = 100,000円
- **利息** 無利子
- **貸与の基準** 世帯の収入が基準以下であること、他の奨学金を受けていないこと
- **返済期間** 在学期間の3倍以内（最長12年以内）
- **受付期間** 3月2日（月）から5月11日（月）まで
- **問い合わせ** 貸与事業の対象となる学校など詳しいことは教育課社会教育班まで

後期高齢者医療に加入している皆さん、入院するときや高額な外来診療は前もって手続きを

後期高齢者医療制度に加入している人で、世帯員全員が住民税非課税の場合、入院したときの食事代や入院、外来での窓口負担額が自己負担限度額までで済む限度額適用認定証・標準負担額減額認定証を発行します。この認定証は、申請した月の1日からしか使えませんので、入院または高額な外来診療が決まったときは前もって手続きをしておいてください。すでに認定証をお持ちの人は、記載されている有効期限内

まで使用することができません。改めて交付手続きをする必要はありません。

● **申請場所** 役場保健健康課保険年金班窓口

● **申請に必要なもの** 後期高齢者医療制度の保険証、印かん、過去1年間に90日を超える入院があった人は入院期間が確認できる書類（領収証など）

● **問い合わせ** 役場保健健康課保険年金班まで

が必要になったときや介護認定の申請のときに必要となりますので大切に保管してください。

● **交付する日** 3月25日（水）、26日（木）の午前8時30分から午後5時15分まで（木曜日は午後7時まで）

● **ところ** 役場福祉人権課福祉高齢者班窓口

● **必要なもの** 交付案内の通知はがき、印かん

● **問い合わせ** 役場福祉人権課福祉高齢者班まで

議会には、年4回の定例会と必要ときに開会する臨時会があり、だれでも傍聴できます。

● **一般質問** 3月9日（月）、10日（火）の午後1時開会。ただし、一般質問が9日で終了すれば10日は休会となります。

● **議案質疑** 3月11日（水）の午後1時開会

● **問い合わせ** 鞍手町議会議事務局（役場内）まで

には、排水設備工事を行う必要があります。

● **問い合わせ** 役場上下水道課下水道班まで

次の方々から寄附をいただきました。ありがとうございました（かっこ内は故人。故人敬称略）。

● **社会福祉協議会へ「香典返し」**

- ▽江田昭安様 ▽大池（敏子）
- ▽坂本敬子様 ▽室木（晃代）
- ▽沖村貞人様 ▽新北（チトセ）
- ▽石橋晴幸様 ▽城ヶ崎（福枝）
- **くらて病院へ「香典返し」**
- ▽篠崎 博様 ▽中山（淑子）
- ▽渡瀬悦子様 ▽大池（俊和）



セレモニー・ホール
鞍心館
あんしんかん
鞍手町小牧2084-1(旧ダイヤブック)

※入会金(1万円)のみの
『鞍心会員』募集中!!

◆信頼・・・35年以上の経験!
◆真心・・・心のこもったお葬儀を!
◆安心・・・無理のないプランを!

問合せ先
(有)花六葬儀社
鞍手町大字中山3024-42(昭和通り)
0120-41-8769